

教育委員会の学校図書選択権と生徒の知る権利 1

著者	岡田 正則, 藤澤 宏樹, 津島 昌寛
雑誌名	金沢大学教育学部紀要.人文・社会科学編
巻	48
ページ	95-108
発行年	1999-02-01
URL	http://hdl.handle.net/2297/438

教育委員会の学校図書選択権と生徒の知る権利(1)

—Board of Education, Island Trees Union Free District No.26 v. Pico の翻訳と紹介—

岡田 正則・藤澤 宏樹*1・津島 昌寛*2

Discretion of School Boards with Regard to Removal of School Library Books and Students' Rights of Access (1): Board of Education, Island Trees Union Free District No. 26 v. Pico (Translation and Introduction)

Masanori OKADA, Hiroki FUJISAWA*1 and Masahiro TSUSHIMA*2

はじめに

本稿は、Board of Education, Island Trees Union Free District No.26 v. Pico, 457 U. S. 853 (1982)を紹介し、その全訳を付することを目的とするものである。

1 事実

ニューヨーク州のアイランドトゥリーズ第26学区教育委員会は、同学区の中高等学校図書館から9冊の書物の除去決定を下し、それを実施した。これらの書物は、「反アメリカ的、反キリスト教的、反セム族的(反ユダヤ的)、そしてただ単に下品である」というのが、同委員会の主張であった。これに対して同学区の学生らが、当該除去決定は表現の自由を保障する修正1条に違反する、と主張して訴訟を提起した。連邦地方裁判所は、被告教育委員会側の主張を認める略式判決を下した。しかし控訴審が、原判決を破棄し、事実審への差戻しを命じたために、教育委員会側が上訴し、裁量上訴が認められた。

2 判決

連邦最高裁は原審を維持し、事案を事実審へと差戻す判決を下した。9人の裁判官の意見は5対4にわかれ、激しく意見が対立した(ブレナン裁判官の意見にスティーヴンス、マーシャル、ブラックマン(一部)の各裁判官が同意し、

その結論にホワイト裁判官が同意したのに対し、バーガー首席裁判官およびパウエル、レーンキスト、オコンナーの各裁判官が反対意見を述べた)。まず、両方の意見の一致点を確認した上で、以下順に各意見を整理していきたい。

多数意見と反対意見は、ホワイト裁判官を除いて、Tinker v. Des Moines School Dist., 393 U. S. 503 (1969); Epperson v. Arkansas, 393 U. S. 97 (1968)の考え方を採用したところでは一致している。つまり裁判所は、学校の日常の運営において生じる問題については、それが基本的な憲法上の価値に直接かつはっきりと関わらない限り介入してはならない、というものである。しかし、生徒の知る権利は憲法上の権利なのか、という論点から意見が分かれる。

ブレナン裁判官の相対多数意見は、Tinker-Eppersonの原則を採りながらも、他方で、生徒は成人と同様の「情報及び思想を受け取る権利」を有しており、それは「言論・出版および政治的自由の権利の有意義な行使にとって不可欠な前提であり、修正1条から当然に導かれるものであるとした。そのうえで、ブレナン裁判官はこの対立を教育委員会の書物除去の意図に着目して解決しようとした。すなわち、教育委員会は、その書物に含まれている思想をただ単に嫌っているという理由だけでは、書物除去の裁量権を行使できないとしたうえで、もしこれが除去理由の「決定的要素」であるとするれば、

教育委員会による裁量の行使は修正1条違反となつたとして(「政治的意図」テスト)。この基準からすれば、教育委員会の除去決定理由の説明として、党派のあるいは政治的に偏った考え方が動機となっているかどうかははっきりせず、したがって、本件は事実審へと差し戻すべきであると結論づけた。ただし、この基準は、学校図書館についてのみ適用されるものと限定した。

バーガー反対意見は、(1)伝統的に州に留保されている領域での問題を取り扱おうとして、多数意見は、学校図書館からの書物除去に関する教育委員会の裁量について誤った立場をとっている、(2)多数意見の立場が判例となるならば、連邦裁判所は、教育委員会の決定の「超監視者」となる危険性をはらむことになる、(3)連邦憲法は、裁判官に学級において道徳や低俗さの基準がいかなるものかについて決定するよう命じてはいない、と述べた。

レーンキスト反対意見は、多数意見と同様に、Tinker-Eppersonの原則を認める。しかし、「情報及び思想を受け取る権利」に関しては、多数意見の基本的な考え方を批判する。いわく、学校の生徒は、情報および思想を知る権利を有してはいない。本来、教育とは共同体の価値を教え込むものであり、学校図書館はその機能を達成するための制度のひとつなのである。そして、Epperson判決およびKeyishian v. Board of Regents, 385 U. S. 589(1967)を引き合いに出し、これらの判決の原則を本件で適用すべきとする。つまり、教室が「正統性という名のおおい(pall of orthodoxy)」でおおわれているかどうかを審査する基準として採用すべきとするのである。それは、本件について言えば、当該書物へのアクセスが全面的に禁止されていれば、当該処分は違憲になる、というものである。そして問題となった書物は、他の公立図書館や地域の書店で手にとることができるのだから、9冊の書物除去が情報へのアクセスを否定するものであったとしても、当該除去決定は禁じられたおおいを形成しているとはいえないとし

た。

3 検討

1982年に判決が下された本件は、教育委員会による図書館からの書物除去に関する裁量権行使が生徒の書物へのアクセス権を侵害するかどうかについて、連邦最高裁がはじめて実体的な憲法判断を行った事案である。

本判決の論点は多岐にわたるが、紙幅の都合により、教育委員会の書物除去の裁量に、生徒の情報及び思想を受け取る権利に基づく憲法上の制約が及ぶかどうか、という論点に関して、ブレナン裁判官の相対多数意見が示した「政治的意図」テスト、およびレーンキスト反対意見の示した「正統性という名のおおい」テストの問題点を指摘するにとどめたい。

3-1 「政治的意図」テストについて

ブレナン裁判官が示した「政治的意図」テストは、当該書物に含まれている思想をただ単に嫌っているという理由だけで書物を除去することはできない、というものであった。

この立場に立てば、除去決定が明らかに政治的意図に基づいていれば、それは違憲となるが、除去決定の根拠が「明らかに下品」であったり、「教育上の適正さ」を欠く場合には、除去は認められる。そうだとすると、例えば、「教育上の適正さ」を欠くという(表向きの)判断理由で書物除去決定がなされれば、たとえ背景に政治的意図があったとしても、それについては言及されないという問題点が生じる。除去を認める条件を示したことによって、一見厳格にみえるこの「政治的意図」テストが、逆にあいまいなものになってしまう可能性がある。この点につき、憲法上許されない政治的意図と、許される教育上の適正さという基準との間の区別を、多数意見は何ら示していない。

3-2 「正統性という名のおおい」テスト

レーンキスト反対意見のいう「正統性という

名のおおい」テスト（書物へのアクセスが全面的に禁止されていけば、それは違憲となる）には次のような問題点がある。

このテストは、「おおい」が存在しているかどうかを決める際に、裁判官が言及するような基準の内実を備えていない。つまりレーンキスト意見では、「おおい」が存在しているかどうかを決める基準にはまったく言及していないので、「おおい」が存在しているかどうかを決めるのは、裁判官の個人的価値観ということになってしまうのである。そうだとすると、このテストは、司法審査に際して裁判官の恣意的な介入を認めるといふ、おおよそ受け入れられない帰結を招いてしまうものと思われる。また共同体が、教え込み機能を正当に行行使する際に、萎縮効果を生じさせる可能性もある。

レーンキスト反対意見は、司法審査の正統性を揺るがしかねない点を含んでおり、このテストはきわめて問題の多いものと思われる。

3-3 まとめ

ブレナン多数意見は、上記のような問題点を抱えているものの、教育委員会が教育者として書物除去の裁量権を行使する際に、生徒の情報及び思想を受け取る権利に基づく憲法上の制約が及ぶとした点で、高く評価できる。

おわりに — 本翻訳の意義

最後に、本翻訳の意義について述べて結びとしたい。本判決は、教育委員会の学校図書選択権と生徒の知る権利が問題となった憲法判例であるが、学校図書館の役割や、教育の「教え込み機能 (inculcative function)」を論じている点で、教育に関わる人々にとっても意義のある判例である。また本判決には、図書館蔵書の閲覧禁止措置問題や、美術品所蔵作品の非公開措置の問題などを考察する際にも参照に値する。本翻訳は、教育現場にある人々がこれらの問題を考える際の参考として、また、アメリカ憲法に関心をもち、自ら学習しようとする人のレファ

レンスとして利用価値があるであろう。考察・学習の便を図るため、主要な参考判例の紹介を以下に付した。

参考

* 参照条文

アメリカ合衆国憲法修正 1 条

連邦議会は、国教を樹立し、または宗教上の行為を自由に行うことを禁止する法律、言論または出版の自由を制限する法律、並びに人民が平穩に集会する権利、及び苦情の処理を求めて政府に対し請願する権利を侵害する法律を制定してはならない。(樋口陽一・吉田善明編『世界憲法集 (第 3 版)』)

* 主要参考判例

Epperson v. Arkansas, 393 U. S. 97 (1968)

アーカンサス州の生物教師が、公立学校でダーウィン進化論を教えることを禁じた州法について、修正 1 条に違反するとして訴訟を起こした事例。連邦最高裁は教師側の主張を認め、同州法は修正 1 条の国教樹立禁止条項に反し違憲であると判示した。

Tinker v. Des Moines School Dist., 393 U. S. 503 (1969)

ベトナム戦争反対を表明するために黒い腕章をつけて登校した学生及び教師に、学校側がこれを取り外さなければ登校させないという処分を行った。これに対して学生及び教師側が訴訟を提起した事例。連邦最高裁は、反戦を表明する腕章をつけて登校するという行為は「純粋な言論」に近いもので、この行為によって学校運営に支障を来したり、他の学生の権利と衝突したりしたことがなかったので、学校側の処分は許されないと判示した。

West Virginia Board of Education v. Barnette, 319 U. S. 624 (1943)

国旗への敬礼を強制する州法が違憲かどうか争われた。連邦最高裁は、これを言論の自由の問題ととらえ、言論の自由に対する制約は、実質的な害悪が発生する明白かつ現在の危険がある場合に限って許されるとして、当該強制は違憲であるとした。

* 参考文献

“The Supreme Court, 1981 Term”, Harvard Law

Review vol. 96 pp. 151-160 (1982).

角替晃「公立図書館からの図書排除と第1修正の権利」芦部信喜編『アメリカ憲法判例』（1998）有斐閣

* 凡例

- ・本稿は、4分割して掲載する。
- ・〔数字〕は United States Reports（公式判例集）のページ数を示す。
- ・〔文字〕は原文中の補足を示す。
- ・〔 〕は訳者による補足を示す。
- ・強調は原文の強調を示す。

457 U.S. 853 全文

アイランド・トゥリーズ第26学区教育委員会その他 対 スティーブン・A・ピコ（法定代理人フランシス・ピコ）その他

No.80-2043

合衆国連邦最高裁判所

457 U. S. 853; 102 S. Ct. 2799; 1982 U. S. LEXIS 8; 73 L. Ed.

2d 435; 8 Media L. Rep. 1721

1982年3月2日 弁論

1982年6月25日 判決

経緯：

合衆国第二巡回区控訴裁判所に対する裁量上訴

処理：638 F. 2d 404, 原判決維持

頭注：上訴人である教育委員会は、自ら任命した親および学校職員で構成される図書選定委員会の勧告を退け、特定の書物——教育委員会が「反アメリカ的、反キリスト教的、反〔セム族的〕、そしてただ単に下品な」とみなした書物——を中・高等学校の図書館から除去するよう

命令を下した。被上訴人学生は、42 U. S. C. § 1983が保障する宣言的および差止的救済を求める本件訴訟を、同教育委員会および上訴人であるその構成員に対して提起し、教育委員会の行動が合衆国憲法修正1条の保障する被上訴人の権利を否定するものだ、と申し立てた。連邦地方裁判所は上訴人勝訴の略式判決(summary judgment)を下した。控訴裁判所はその判決を破棄し、被上訴人の実体的主張に関する事実審理を行うよう〔本件を〕差し戻した。

判決：原判決を維持する。

ブレナン裁判官、加えてマーシャル裁判官、スティーヴンス裁判官は〔以下の〕判断を下した。

1. 修正1条は、中・高等学校図書館から書物を除去する裁量権を、地方教育委員会が行使することに対し制約を課している。Pp.863-872.

(a) 地方教育委員会は学校業務管理において広汎な裁量権を有している。しかし、そのような裁量権は修正1条という上位の規範の趣旨に沿ったやり方で行使されなければならない。生徒は「校舎の入口において言論・表現の自由という憲法上の権利を脱ぎ捨て」(Tinker v. Des Moines School Dist., 393 U. S. 503, 506)ない。そのような権利は学校図書館の書架から書物を除去されることと直接かつ明確に関連しうる。修正1条で保障された生徒の諸権利は「学校環境の特性に照らして」(id.)解釈されなければならないが、学校図書館はその特性を考えると、この権利を認定するにとりわけ十分な環境であるはずである。Pp.863-869.

(b) 上訴人は学校において共同体(communit^y)の価値を教え込む義務を根拠として、カリキュラム上の事項について絶対的な裁量権を有する旨を当然にも主張するであろうが、上訴人

が当該義務を根拠とするのは、絶対的裁量権の主張を、教室という教育義務のある空間を超えて、学校図書館や、強制力ある任意の審査制度にまで広げようとしている点で、適用の場面を誤るものである。P.869.

(c) 上訴人は学校図書館の内容決定にかなりの裁量権を有しているが、その裁量権は著しく片寄った、党派的・政治的なやり方で行使されることは許されない。上訴人による図書館の書物除去が被上訴人の修正1条で保障された権利を否定したかどうかは、上訴人の行為の動機いかんによる。地方教育委員会は単に書物を含む思想が気に入らないという理由だけで書物を除去してはならないし、また当該書物の除去によって「政治、ナショナリズム、宗教、その他の意見対立のある問題において何が正統な見解であるべきかを規定」(West Virginia Board of Education v. Barnette, 319 U. S. 624, 642)しようとしてはならない。もしそのような意図が上訴人の決定時における決定的要因であったのであれば、上訴人は憲法に違反して自らの裁量権を行使したことになる。

2. 連邦地方裁判所に提出された証拠資料は本件の訴訟過程全体に鑑みれば、被上訴人を支持すると解釈されなければならない。そのように解釈すると、これらの証拠資料は、上訴人が学校図書館から問題の書物を除去するのに裁量権を行使する際、憲法上の制約を越えたか否かに関する、重要な事実についての真正な争点(genuine issue of material fact)を提示する。被上訴人の主張、および連邦地方裁判所に提出されたいくつかの証拠資料は、上訴人の書物除去の手續がかなり変則的で場あたりのであった可能性を排除しうるものでもない。つまりこれらの手續きが、上訴人の動機に関する疑いを軽減することにはならないかも知れないという命題も排除できない。Pp.872-875.

ブラックマン裁判官は(以下のように)判断を下した。修正1条によって学校職員に課せられる限定的な憲法上の制限と教育を規整する広汎な州の権限との間の適切なバランスは、次のように判示することによって妥協点に達するであろう。すなわち、書物の除去が単に学校職員による思想の否認という動機だけに基づいて行われる場合には、学校職員は書物中に論じられている政治的思想・社会的見解へのアクセスの制限を意図して、書物を学校図書館から除去してはならない、と。

ホワイト裁判官は事実関係の争点を明らかにする審理の必要性には同意する一方、この点について、修正1条が学校図書館から書物を除去する教育委員会の裁量権をどれだけ制約するのかを論じる必要性はないと判断した。

弁護士：ジョージ・W・リップ・Jr.が上訴人の主張を述べた。主張の書面ではデイヴィッド・S・J・ルービンが加わった。

アラン・H・レビンが被上訴人の主張を述べた。スティーヴン・R・シャピロ、バート・ノーボーン、アラン・アザラ、ブルース・J・エニス・Jr., チャールズ・S・シムズが加わった*。

*〔原判決〕破棄を主張する法廷助言者の書面は、チャールズ・H・キーティング・Jr.他についてはブルース・A・テイラーによって提出され、アメリカ法律協会についてはデイヴィッド・クランプによって提出された。

〔原判決〕認容を主張する法廷助言者の書面は、アメリカ労働総同盟および産業別労働組合会議他についてはJ・アルバート・ウォール、マーシャ・ベルズン、ローレンス・ゴールド、ジョージ・コーフマン、アメリカ図書館協会他についてはドン・H・ルービン、ジェームズ・A・クレンク、ブネイ・ブリス〔ユダヤ男子の共済

組合], 反名誉毀損連盟についてはハロルド・P・ワインバーガー, ジャスティン・J・フィンガー, ジェフリー・P・シネンスキー, アメリカ出版協会他についてはR・ブルース・リッチ, アメリカ作家協会についてはアーウィン・カープ, 全米教育協会についてはロバート・M・ワインバーグ, マイケル・H・ゴッタスマン, デイヴィド・ルービン, ニューヨーク州教員連盟についてはジェームズ・R・サンドナー, ジェフリー・S・カープ, エリザベス・A・トルーリー, 国際ペンクラブ・アメリカセンターについてはジェリー・サイモン・チェイソン, マルシア・B・ポールによってそれぞれ提出された。

法廷助言者の書面はアメリカ・ユダヤ会議他についてはネイザン・Z・ダーショウイツ, エドワード・ラバトン, ロング・アイランド図書館協会についてはウイットニー・ノース・シーマー・Jr., マーサ・L・ウルフによって提出された。

裁判官：ブレナン裁判官は連邦最高裁判所の判決を述べ、意見を付した。同意見にはマーシャル, スティーヴンズ両裁判官が同調し, ブラックマン裁判官は同意見のII-A-(1)以外の部分に同調した。ブラックマン裁判官は同意見の一部に同意し, かつ判決に同意する旨の意見を提出した。後掲, p.87. ホワイト裁判官は判決に同意する意見を提出した。後掲, p.883. バーガー首席裁判官は反対意見を提出した。同意見にはパウエル, レンキスト, オコナー裁判官が同調した。後掲, p.893. パウエル裁判官は反対意見を提出した。後掲, p.893. レンキスト裁判官は反対意見を提出した。同意見にはバーガー首席裁判官およびパウエル裁判官が同調した。後掲, p.904. オコナー裁判官は反対意見を提出した。後掲, p.921.

意見：ブレナン

意見 [855]：ブレナン裁判官は連邦最高裁判所の判決を述べ、意見を付した。マーシャル裁判官, スティーヴンズ両裁判官が同調し, ブラックマン裁判官は同意見のII-A-(1)以外の部分に同調した。

ここで争われている主要な問題点は、修正1条⁽¹⁾が、地方教育委員会 [856] に対して、中・高等学校図書館の書物を除去する裁量権の行使を制約しているかどうかということである。

I

上訴人らはニューヨーク・アイランドトゥリーズ第26合同自由学区教育委員会およびリチャード・アーレンス, フランク・マーティン, クリスティーナ・ファスロ, パトリック・ヒューズ, リチャード・メルチャーズ, リチャード・マイケルズ, そしてルイズ・ネッシムである。この訴訟の提起時には、アーレンスは委員長, マーティンは副委員長, 残りの上訴人らは委員会の構成員であった。同委員会は州にかわって、アイランドトゥリーズ高等学校およびアイランドトゥリーズ・メモリアル中学校を含むアイランドトゥリーズ学区内の運営および管理の責任を負っている。被上訴人らは、スティーヴン・ピコ, ジャクリン・ゴールド, グレン・ヤリス, ラッセル・リーガー, そしてポール・ソキンスキーである。この訴訟の提起時には、ピコ, ゴールド, ヤリス, リーガーは高校生, ソキンスキーは中学生であった。

1975年9月, 上訴人アーレンス, マーティン, およびヒューズは、ニューヨークの親の会 (Parents of New York United [PONYU]) 主催の会議に出席した。同会はニューヨーク州の教育政策について関心をもつ政治的に保守的な親たちの組織である。この会議で上訴人らはアーレンスにより書かれた「不適当な」書物のリストを得た (app.22)。また、マーティンによる「学校の生徒にとり不適当な内容の」リストを得た (id., at 101)⁽²⁾。その後、高校図書館にはリス

ト掲載書物のうち9冊が所蔵されており、中学校図書館にもう1冊の掲載書物があることがわかった⁽⁹⁾。1976年2月[857]、教育長と中・高等学校長の会合で、委員会は、リスト掲載書物を図書館の書架から除去して委員会事務局に送るよう「非公式の指示」を出し、その結果、委員会の構成員はこれらの書物を読むことができた⁽⁴⁾。この指示は、それが実施された際に公けとなったので、委員会は当該行為は正当であるという新聞発表を行った。委員会は除去された書物を「反アメリカ的、反キリスト教的、反セム族的、そしてただ単に下品な」と特徴づけた。そして、「在学中の子供たちを身体的および病理的危険から守るのと同じくらい確実に道徳的危険から守ることは、我々の義務であり、道徳的責務である」とした。474 F. Supp. 387, 390 (EDNY 1979)。

そのすぐ後、委員会は4人のアイランドトゥリーズの親たちと4人のアイランドトゥリーズの学校職員からなる図書審査委員会を設置した。彼らはリストにあげられた書物を読み、当該の書物が「教育的に相当である」、「良俗にかなう」、「優良である」そして「年齢および学年レベルにとり相当である」ということを考慮に入れながら、残すべきかどうかを教育委員会に勧告することになった。7月、図書審査委員会[858]は最終報告を作成した。そこではリスト掲載書物のうち5冊は保持し⁽⁵⁾、そして他の2冊は学校図書館から除去すべき旨を勧告した⁽⁶⁾。残り4冊の本に関しては、同委員会は2冊⁽⁷⁾については(除去に)同意せず、1冊については立場を明らかにしなかった⁽⁸⁾。そして最後の1冊については、親の承諾がある場合にのみ生徒は利用できるようにすべきである旨を勧告した⁽⁹⁾。教育委員会は、その月のおわりに、図書審査委員会の報告書を実質的に斥けて、次のように決定した。すなわち、1冊の本だけは高校図書館に制限なしで戻し⁽¹⁰⁾、もう一冊は親の承諾に基づき、利用できるようにすべきであるが⁽¹¹⁾、残り9冊は「小・中学校図書館から除去し、そ

してカリキュラム上の使用[から]除外する」べきであるとした。Id., at 391⁽¹²⁾。教育委員会は、自ら設置した図書審査委員会の勧告を拒けるのに何の理由も示さなかった。

被上訴人らは、42 U. S. C. § 1983に基づき、ニューヨーク東部地区を管轄する連邦地方裁判所に本件訴訟を起こして教育委員会の決定に対抗した。彼らが主張するところでは、上訴人は、

「学校図書館からの書物の除去を命じ、カリキュラム上の使用を禁じたのだが、それは、特定の一部が彼らの社会的、政治的[859]そして道徳的趣向を害するという理由でそうしたのであって、当該書物が全体として教育的価値を欠いているという理由からではない」。App. 4.

被上訴人らは、教育委員会の行為が修正1条で保障された彼らの権利を否定していると主張した。彼らが裁判所に求めた判決は、委員会の行為が違憲である旨の宣言ならびに学校図書館に9冊の書物を戻すこと、およびこれら書物の学校カリキュラム上での使用への干渉をやめることを、教育委員会に対して命じる旨の暫定的および永久的な差別的救済である。Id., at 5-6.

連邦地方裁判所は上訴人勝訴の略式判決を下した。474 F. Supp. 387 (1979)。同裁判所の見解では、「両当事者は教育委員会の行為の背景にある動機については実質上[一致していた]のだ」。id., at 391。—すなわち、

「教育委員会は宗教的な諸原理に基づいてではなく、保守的な教育哲学に基づいて行動した。その信じるところでは、学校図書館およびカリキュラムから除外された9冊の書物は、不適切で、低俗で、不道徳で、悪趣味であったから、それらを学区内の中・高等学校の生徒にとり教育的に不適当であるとしたのだ」。Id., at 392.

背景となる事実関係については以上の事柄を前提として、連邦地裁は、修正1条で保障された権利が教育委員会の行為により侵害されたという被上訴人らの主張を斥けた。連邦地裁は、

制定法、歴史、および先例が、地方教育委員会に教育政策⁽¹³⁾を作成する広汎な裁量権を与えていることを述べながら、「『基本的な憲法上の諸価値』に『明確な[関わりを持た]』⁽¹⁴⁾ないかぎり『学校機構の日頃の運営』に干渉すべきではないと判断し、そしてこのような干渉のための条件が本件の場合存在しないと結論を下した[860]。連邦地裁は「[書物の]除去は明らかに内容に拠る」と認めながらも、きわめて重大な憲法違反とはみなさなかったのである。

「教育委員会は、本質において低俗であると確信する一定の書物に限ってアクセスを制限してきた。学校図書館からの特定書物の除去は、……心得違いの教育哲学を反映しているかもしれないが、それは決して、修正1条の権利に対する明確で直接的な侵害にはあたらない」。Id., at 397.

第二巡回区控訴裁判所の三裁判官による合議体は連邦地裁の判決を破棄し、裁判での被上訴人の主張について審理を差し戻した。638 F.2d 404 (1980).合議体の各裁判官は個別意見を提出した。法廷意見を述べるなかで、シフトン裁判官は「継続的に当該問題に関わっているわけではない者たちによる学校図書館運営への異例かつ変則的な干渉」に関するものとして本件を扱い、上訴人は被上訴人の修正1条の権利を侵してもよいという合理的根拠を示さなければならない、と判断した。Id., at 414-415. つぎに結論として次のように述べた。少なくとも略式判決の段階では、上訴人らは自らの正当化理由を提示してはいなかった⁽¹⁵⁾としたうえで、結論として、被上訴人らに対しては「[上訴人の]行為の外見上の正当化理由は……言論の自由の抑圧のためのたんなる口実にすぎないという事実について事実審で説得する機会が提供されるべきであった」と判断した。Id., at 417⁽¹⁶⁾.ニューマン裁判官[861]はこの結論に同意した。Id., at 432-438. 彼は、本件の焦点がつぎのような相反する事実関係の争点にあると考えた。すなわち、上訴人の除去決定が、低俗で性的にあからさま

である書物を除去したいという正当な要求によって動機づけられていたのか、それともむしろ様々な思想を抑圧するという許されない要求によるものであったのかどうか、である。Id., at 436-437⁽¹⁷⁾. 我々は裁量上訴を認めた。454 U. S. 891, (1981).

II

我々は、本件が提起している実体的問題は限定的な性質であるということをもつてはつきりと述べておく。先例は、長い間、カリキュラムやクラスルームを統制する州の権限に対する一定の憲法上の制約を認めてきた。例えば、Meyer v. Nebraska, 226 U. S. 390 (1923)は、公立および私立学校で現代外国語を教えることを禁じる州法を斥けているし、また、Epperson v. Arkansas, 393 U. S. 97 (1968)は、州が援助しているあらゆる学校でダーウィンの進化論を教えることを禁じる州法を違憲であると宣言した。しかし本件訴訟は、Meyer事件とEpperson事件がなんら疑念を感じることなく詳論したこの難しい領域に再び踏み込むことを必要としてはいない。というのは当裁判所が本件を取り扱っている時点では、教科書は関係していないし、実際アイランドトゥリーズの生徒[862]が読むことを要求されているあらゆる本もいっさい関連していないからである⁽¹⁸⁾。被上訴人らは、当裁判所において、アイランドトゥリーズの学校のカリキュラムを定める教育委員会の裁量権に制約を課そうとはしていない。逆に、本件で問題となっている書物は、図書館の書物にすぎないのであって、本来、読むことを要求されるというよりむしろ自由選択的なものである。本件の我々の審理はしたがってクラスルームの中にまで立入りはしないし、またそこで教えられている必修の授業に立入りはしない。さらに本件は、図書館書物に関しても、書物の取得に関連していない。被上訴人は教育委員会に、生徒が読みたい書物はすべて図書館の書架に加

えることを強要しようとしていたわけではない。むしろ、本件で申し立てられている行為は、もともと学校当局により、または彼らの反対なくそこに配架された書物を図書館からの除去することにすぎないのである。

我々の前にある実体的問題は、本件の訴訟手続過程全体によってさらに限定されている。上訴人らに対して連邦地裁は略式判決を認めた。連邦控訴裁判所はこの判決を破棄し、被上訴人の実体的主張に関して事実審理をするために本件を差し戻した。我々は控訴裁判所の判断を破棄し、[863] 上訴人勝訴の略式判決の復活を求める上訴人らの要求を是認することができるが、ただしそれは、「いかなる重要な事実についてもまったく真正な争点がないこと」、そして上訴人らが「法律問題についての判断を求める資格を有する」という結論を、我々が下した場合に限られる。Fed. Rule Civ. Proc. 56 (c). 我々がこの結論にいたる過程においては、重要な事実に関し真正な争点が存在しているかもしれないという一切の疑いが、上訴を申し立てた当事者らに対して解明されなければならない。Adickes v. S. H. Kress & Co., 398 U. S. 144, 157-159, (1970). さらに「略式判決に[ついては], [宣誓供述書, 付属的な証拠物件, 提出された宣誓証言]に含まれる基礎的な事実から引き出されるべき推論は, 上訴申し立てに対抗する当事者らに最も有利な見地から見られなければならない」。United States v. Diebold, Inc., 369 U. S. 654, 655 (1962).

要するに、本件において我々の前にある論点は、実体的にも手続的にも狭いものである。うまく言い直せばそれは二つの別々の問題にすることができよう。第一点は、修正1条は、アイランドトゥリーズ中・高等学校から図書館の書物を除去する上訴人らの裁量権に何らかの制約を課しているのであろうか？ 第二点は、もしそうならば、連邦地方裁判所での宣誓供述書や証拠物件は、被上訴人らに最も有利に解釈された場合、上訴人らが当該制約を躰越したかどう

かをめぐる事実についての真正な争点を生じさせるのか？ もし我々がこれらの問いに否定的に答えるなら、そのとき我々は控訴裁判所の判断を斥けなければならないし、また上訴人勝訴の連邦地方裁判所の略式判決を復活させなければならない。もし我々が両方の問いに肯定的に答えるなら、我々は原審を認容しなければならない。ではこれらの問いを順番に検討することにする。

A

(1)

当裁判所は、地方教育委員会が学校業務の取り扱いに広汎な裁量権を有していることを長い間認めてきた。例えば、Meyer v. Nebraska, supra, at 402; Pierce v. Society of Sisters, 268 U. S. 510, 534 (1925)参照。Epperson v. Arkansas, [864] supra, at 104 は次のことを再び認容した。概していうと「わが国の公教育は、州および地方当局の統制に委ねられている」。そして、連邦諸裁判所は、通常「学校組織の日々の運営において生じる諸々の争いの解決に干渉」すべきでない。Tinker v. Des Moines School Dist., 393 U. S. 503, 507 (1969)は次のように述べた。我々は、「校内での振る舞いを指図し統御する包括的な権限を、州および学校職員が有していることを繰り返し明言して」きた。我々はまた、公立学校は「個人が市民としての政治参加を準備するという点で」、そして「民主主義政治システムの維持にとって不可欠の基本的諸価値を教え込むためのうつわ」という点で極めて重要であることも、承認してきた。Ambach v. Norwick, 441 U. S. 68, 76-77, (1979). 我々はそれゆえ、地方教育委員会は、「地域社会の諸価値を伝えるような仕方でもカリキュラムを定め、そしてそれを適用すること」が許されなければならないという主張、「権威や伝統的諸価値が社会的、道徳的、政治的である場合には、

これらの価値に対する尊重の態度を促進することについて、地域社会の正統かつ実質的な共同の利益が存在する」という主張については、上訴人に全面的に同意する。上訴人の文書¹⁰⁽¹⁹⁾。

しかし同時に、教育上の問題についての州および地方教育委員会の裁量権は、修正1条という上位規範に適合する趣旨で行使されなければならない、ということを上訴人は当然にも認識してきた。West Virginia Board of Education v. Barnette, 319 U. S. 624 (1943)において、当裁判所は修正1条に基づいて、公立学校の生徒には国旗への敬礼を強要できない旨を判示した。我々は次のように理由づけた。

「教育委員会は……もちろん、重要で、デリケートで、高度に裁量的な機能を有しているが、権利章典の諸制約の範囲内で活動しなくともよい、ということではない。教育委員会が若者を公民へと教育することは、自由な心をその源泉から抑圧したり、我々の政治の重要な諸原理を単なる決まり文句におとしめて若者に教えるのでない限り、個人の憲法上の自由 [865] を周到に保護するために当然に行なわれるべきことである」。Id., 637.

後の判例は一貫してこの理由づけを継承している。それゆえ Epperson v. Arkansas は、国教禁止条項に反するものとして反進化論的な州の制定法を違憲無効とした。そして、「言論および研究の自由という基本的諸価値を保護するのに不可欠な場である教育システムにおいて、修正1条の命じるところを適用すること」という連邦裁判所の義務を再確認した。393 U. S., at 104. また前掲の Tinker v. Des Moines School Dist. は、ベトナム戦争についての政府の政策に対する抵抗として、生徒が学級内で黒い腕章をつけたことにより、地方教育委員会が学校から彼らを締め出したことによって、中・高校生の言論の自由という権利を侵害したと、判示した。当裁判所は、そこで「学校当局の包括的な権限」は「基本的な憲法上の保護と合致するように」

行使されなければならない、と述べた。393 U. S., at 507. 要するに、生徒は「校舎の入口において言論・表現の自由という憲法上の権利を脱ぎ棄て」ないし、id., at 506, それゆえ地方教育委員会はその「重要で、デリケートで、そして高度に裁量的な諸機能」を修正1条の制約と拘束の範囲内で履行しなければならない。

修正1条で保障された生徒の諸権利が、本件の脈絡においてどのような本質を有するののかについては、さらなる検討を必要とする。前述の West Virginia Board of Education v. Barnette が有意義である。同判決において当裁判所は、生徒の良心の自由は「国民の一体性」とか「愛国心」の名のもとでは侵害されえないと判示した。319 U.S., at 640-641. 当裁判所は次のように説明した。

「国旗への敬礼と誓約を強要する地方当局の行為は、彼らの権限に対する憲法上の制約を越えているし、また、連邦憲法中に修正1条が定められた目的からしてあらゆる公的統制に対して保護されるべきはずの知性および精神の領域を、侵害している」。Id., at 642. [866]

同様に、前述の Tinker v. Des Moines School Dist. は、生徒の政治的見解に関する表現の自由の権利は、当該表現がもたらす「騒ぎについての不明瞭な不安ないし懸念」があるという理由でこれを縮小することはできない、と判示した。

「絶対主義的な組織体制からの離脱はいつでも紛争を引き起こすであろう。多数派の意見からの離反はいつでも不安をいだかせるであろう。学級や食堂やキャンパスで他人の見解とはかけ離れた発言をすることは、いつでも議論のスタートとなるし、騒ぎのもととなるものだ。しかし、連邦憲法によると、我々はそのリスクを負わなければならない。Terminiello v. Chicago, 337 U. S. 1 (1949). そして我々の歴史によれば、まさにこの種の危険を伴う自由つまりこの種の開放性こそが、国家の強さの基礎

であり、そして、この……しばしば分裂している社会において成長、生活するアメリカ人の独立と活力の基礎なのである」。393 U. S., at 508-509.

要するに、「修正1条で保障された生徒の諸権利は、学校環境の特別な性格に照らして適用されるが、生徒にとって利用可能なものである」。Id., at 506.

もちろん、裁判所は、これらの争いにおいて、「基本的な憲法上の諸価値」が「直接かつ明確に示されて」いない限り、「学校機構の日々の運営において生じる争いの解決に干渉」すべきではない。Epperson v. Arkansas, 393 U. S., at 104. しかし、学校図書館の書架からの書物除去と、修正1条で保障された生徒の諸権利とは直接かつ明確に関わりをもっているように思われる。我々の先例は、「個人の自己表現を促進する際の修正1条の役割ばかりでなく、議論、討議、および情報や考えの流布に対して皆がアクセスする機会を提供する際の役割にも」焦点を合わせてきた。First National Bank of Boston v. Bellotti, 435 U. S. 765, 783 (1978). そして当裁判所は、「州は、修正1条の精神を貫徹するならば、利用可能な知識の範囲を縮小してはならない」ということを認めてきた。Griswold v. Connecticut, 381 U. S. 479, 482 (1965). この原理を保持した場合、[867] 当裁判所は、様々な脈絡において、「連邦憲法は、情報および考えを受けとる権利を保護している」ということを判示した。Staney v. Georgia, 394 U. S. 557, 564 (1969) ; Kleindienst v. Mandel, 408 U. S. 753, 762-763 (1972) (引用例)。この権利は、二つの意味で、連邦憲法が明文で保障している言論・出版の自由の諸権利から導き出される当然の帰結である。第一は、考えを送る権利という修正1条によって保障された送り手側の権利から、必然的に導き出されるものである。すなわち「言論・出版の自由の権利は、著作物を配布する権利を含んでいるし、またそれを受け取る権利も当然に保護しているのである」Martin v.

Struthers, 319 U. S. 141, 143 (1943) (引用割愛)。「考えを広めようとしても、受けたいと考える者が自由にそれらを受けとって検討することができないならば、何もならない。それは、売り手ばかりで買い手のいない不毛な思想市場であろう」。Lamont v. Postmaster General, 381 U. S. 301, 308 (1965) (ブレナン裁判官同意)。

より重要なのは、考えを受け取る権利は、受け手側が自分自身の言論・出版・政治的自由の権利を有意義に行行使するための不可欠な前提だということである。マディソンは我々に忠告した。

「人民の政府は、もし人民が情報も情報の獲得手段も持っていないならば、それは茶番か悲劇の——あるいはおそらくその両方の——プロローグでしかない。知識は永遠に無知を支配するであろう。そして、自分たち自身の統治者であろうとする民衆は、知識がもたらす力を自らのうちに身につけていなくてはならない」。ジェームズ・マディソン著作集第9巻103頁 (G. Hunt ed. 1910)⁽²⁰⁾。

[868] 当裁判所が Tinker 判決において認めたように、生徒もこの原理の受益者である。

「わが国の制度においては、生徒は、州が選んだ情報だけを閉鎖状態のなかで受けとる者とみなされてはならない。……学校当局は、『自分たちが相手にしたくないと考える感情の表現』を抑圧することはできない」。393 U. S., at 511 (Burnside v. Byars, 363 F. 2d 744, 749 (CA51966) を引用)。

要するに、まさしくいろいろな考えにアクセスすることによって、言論・出版の自由の権利を市民誰でもが有意義に行行使できるようになるように、同様なアクセスによって、生徒たちは、自分たちがじきに成人たる構成員になったときに参加することとなる多元的で争いの絶えない社会に、能動的・実効的に参加するための準備の場を与えられるのである。もちろん、修正1条によって生徒に対して保障されるすべての

権利は「学校環境の特質に照らして」解釈されなければならない。Tinker v. Des Moines School Dis., 393 U. S., at 506. しかし、修正1条の保障する生徒の権利を認めるためにとりわけふさわしい学校環境をつくりだすことが、学校図書館の特質なのである。

学校図書館は、他の公立図書館同様、静けさ、知識、美のために供される場所である。Brown v. Louisiana, 383 U. S. 131, 142 (1966) (フォータス裁判官の意見)。Keyishian v. Board of Regents, 385 U. S. 589 (1967)が述べているところでは、「生徒は常に質問する自由がなければならないし、勉強する自由、評価する自由がなければならない。また新たな発達および理解を得る自由がなければならない」⁽²¹⁾。学校図書館は、このような自由の重要な場[869]である。ある連邦地方裁判所がたくみに次のように述べた。学校図書館において、

「生徒は、文字どおり、未知のものを探索することができるし、所定のカリキュラムがカバーしていない知識や思想の領域を発見することができる。……生徒は、自分に対して与えられる考えを点検したり、膨らませたりする場所が図書館であることを、学級の内外で学ぶのである」。Right to Read Defense Committee v. School Committee, 454 F Supp. 703, 715 (Mass. 1978)。

上訴人らは中等教育の教え込み機能を強調し、そして彼らはアイランドトゥリーズの学校を通して「共同体の価値を伝える」無拘束の裁量権が認められなければならない、と主張する。しかし、その大ざっぱな主張は、学校図書館特有の役割を見落としている。アイランドトゥリーズ図書館の利用の仕方が、まったく生徒の側の自主性にまかされていることは記録から明らかである。これらの図書館からどんな書物の選択をするかは、まったくの自由選択の問題なのである。そして学校図書館は、彼らが、まったく任意に自己を教育したり、個人的に教養を高め

たりする機会を彼らに提供する。上訴人らは、当然にも、共同体の価値を教える義務が彼らにあることを根拠として、カリキュラム上の事項について絶対的な裁量権を有する旨の主張を裏づける。しかし我々の考えでは、上訴人が当該義務を根拠とするのは、この場合、絶対的な裁量権の主張を、教室という教育義務のある空間を超えて、学校図書館や、強制力ある任意の審査制度にまで広げようとしている点で、適用の場面を誤るものである。

===== 注 =====

- (1) 同修正は当該部分において次のように定めている。
“連邦議会は……言論・出版の自由を制限する法律を制定してはならない”。それは修正14条の効力により諸州に適用される。Gitlow v. New York, 268 U. S. 652, 666 (1925) ; Grosjean v. American Press Co., 297 U. S. 233, 244 (1936)。
- (2) しかし、連邦地方裁判所は、上訴人らは「当該書物はわいせつではないと主張している」と述べた。474 F Supp. 387, 392 (EDNY 1979)。
- (3) 高校図書館の9冊の本とは、スローターハウス (カート・ボネガット・Jr.著)、裸のサル (デズモンド・モリス著)、Down These Mean Streets (ピリ・トーマス著)、Best Short Stories of Negro Writers (ラングストン・ヒューズ編)、十五歳の遺書 (D・アリス著)、Laughing Boy (オリバー・ラファージ著)、ブラックボーイ (リチャード・ライト著)、A Hero Ain't Nothin' But A Sandwich (アリス・チャイルドレス著)、そして Soul On Ice (エルドリッジ・クリーバー著)。中学校にある書物は、A Reader for Writers (ジェローム・アーチャー編)。もう一冊のリスト掲載書物である、修理屋 (バーナード・マラムード著) は第12学年の文学コースのカリキュラム中に含まれていることが分かった。474 F Supp. 387, at 389, nn. 2-4。
- (4) 教育長は、委員会の非公式な指示に反対して、次のように述べた。

「[我々は]この種の問題を取り扱うのははっきりと意図して作った……政策を既にもっている。それによれば、教育長は、ある書物への反対意見を受けた後す

ぐに、それらの書物を検討し勧告を出すための委員会を設けなければならないのである。それは適切な政策であり——それは委員会の政策でもある——、本事例において従われるべきものだ、と思う。さらに、その政策は平穩に、過去においてこの種の争点に常に伴ってきた公衆の熱狂を軽減し、おそらくは回避するような仕方ですることができるものだ、と考える」。App 44.

委員会は教育長の反対に対して、次のような指示を繰り返すことにより答えた。「図書館所蔵の当該書物の全冊は、図書館から除去し、委員会事務局に送るべきである」。Id., at 47 (原文強調)。

- (5) 修理屋, Laughing Boy, ブラックボーイ, 十五歳の遺書, Best Short Stories of Negro Writers. 474 F. Supp., at 391, nn. 6-7.
- (6) 裸のサルと Down These Mean Streets. 474 F. Supp., at 391, n. 8.
- (7) Soul On Ice と A Hero Ain't Nothin' But A Sandwich. 474 F. Supp., at 391, n. 9.
- (8) A Reader for Writers. 474 F. Supp., at 391, n. 11. この処理をした理由はすべての委員がこの本を読むことができたわけではなかったからである。
- (9) スローターハウス. 474 F. Supp., at 391, n. 10.
- (10) Laughing Boy. 474 F. Supp., at 391, n. 12.
- (11) ブラックボーイ. 474 F. Supp., at 391, n. 13.
- (12) その結果、除去された9冊の書物は、学業との関連で、生徒に対して、指定することも、勧めることもなかった。Id., at 391. しかし、教師達は除去された書物について、また、それらの中で表現されている思想や立場について論じることをやめるよう指示されなかった。App. 131.
- (13) 474 F. Supp., at 396-397, Presidents Council を引用。District 25 v. Community School Board # 25, 457 F. 2d 289 (CA2 1972); James v. Board of Education, 461 F. 2d 566, 573 (CA2 1972); East Hartford Educational Assn. v. Board of Education, 562 F. 2d. 838, 856 (CA2 1977) (en banc)
- (14) 474 F. Supp., at 395, Presidents Council を引用。District 25 v. Community School Board # 25, id., at 291 (次に Epperson v. Arkansas, 393 U. S. 97, 104 [1968] を引用)。
- (15) 「行きすぎた一般性と過度の広汎性 [という傾向がある]」ものとして上訴人らにより用いられた「除去基準」, および「ずさんで, 恣意的でそして身勝手な」もの

として使われた諸手続を批判した後、シフトン裁判官は、「規制の正確さと修正1条への敏感さとの関連」はこのような手続からは「到底見受けられない」、と述べた。638 F. 2d, at 416.

- (16) シフトン裁判官は次のように述べた。記録から推論されうことは、上訴人らの「政治的立場および個人的趣向が、子供達の幸福の利益のためではなく、むしろ、特定の共同体におけるすべての争点 (purposes) のうち自らの立場を正しく正統なものとしてうちたてようという目的のために、主張されて[いた]」ということである。Id., at 417.
- (17) マンスフィールド裁判官の反対意見 Id., at 419-432 は、地方裁判所に提出された記録のまったく異なった読み方に拠るものである。マンスフィールド裁判官によれば、「委員会の行為の動機にかんする明白な証拠は、当該書物が見苦しいものであり、俗悪であり、そして教育の目的にとり不相当であるという完璧に許されうる根拠を有している」。Id., at 430. 彼はまた、その決定に至るまで、「委員会は、あらゆる関係当事者に適正手続を与えた後、より注意深く、良心的に、そして責任をもって行為を行って [いた]」と主張した。Id., at 422. マンスフィールド裁判官は次のように判断を下した。「修正1条は、生徒に合理的な表現の自由を与えているが、教材として使用される図書館の書物の学校当局による選択は過度に道徳的・保守的なものだ、と一部の者がみなしてよいというような自由を与えてはいない」。Id., at 432.
- (18) 被上訴人らの5つの訴因のうちの4つは、上訴人らの「同地区図書館から特定の書物を取り除くことを命じ、カリキュラムでこれらの書物の使用を禁じる決議」への不満にあった。App. 5. 連邦地裁は、「教育委員会の教育内容への実質的な統制……に敬意を払えば、カリキュラムにおける使用からいくつかの書物を取り除くことが修正1条違反の問題を生じさせるという事実認定は斥けられることになる」と判断を下した。474 F. Supp., at 397. この判示はここでは問題にしない。被上訴人らの第5の訴因は、次のことへの不満にあった。すなわち、上訴人らの「同地区の学校カリキュラムにおける特定の書物使用を禁じる決議」が「地区内の教師達に、学問の自由の諸原理に反して、教師としての職分を果たすことに恣意的で不合理な制限を課していた」ことであった。App. 6. 地方裁判所は、被上訴人らはこの訴因を証明していなかったと判示した。すなわち「このような主張が維持されるた

めには、少なくとも現実的なものでなければならず、想像された議論であってはならない」。474 F. Supp., at 39. 被上訴人らは、当裁判所においてこの判示に関する審査を要求しなかった。

(19) 被上訴人もまたこれらの前提に同意する。口頭弁論 28, 41.

(20) この考察の現代的ヴァージョンとしては、A. Meiklejohn, *Free Speech and Its Relation to Self-Government* 26 (1948)を参照。

「この争点を解決すべき市民が、この争点に関する情報、意見、疑い、不信、批判による知識を否定される限り、その限りで、その結論は、公共の善にとって、賢明でなく、偏向した計画となるにちがいない」。

また *Butler v. Michigan*, 352 U. S. 380, 383-384 (1957); *Procunier v. Martinez*, 416 U. S. 396, 408

-409 (1974; *Houchins v. KQED, Inc.*, 438 U. S. 1, 30 (1978) (スティーヴンス裁判官反対意見) (「修正1条は情報および思想を広めることばかりでなくそれを受け取ることをも保護している」)を参照。 *Saxbe v. Washington Post Co.*, 417 U. S. 843, 862-862 (1974) (パウエル裁判官反対意見) ([公的な] 討議は自由であるばかりではなく、それは知らされなければならない。この理由づけにより、当裁判所は、修正1条の関心は情報および思想を受け取ることと自由な表現との両方に及んでいるということを、くりかえし述べてきた)。

(21) 385 U. S., at 603, *Sweezy v. New Hampshire*, 354 U. S. 234, 250 (1957)を引用 (ウォレン首席裁判官の意見)。